

居宅支援サービス重要事項説明書

第1章 総則

第1条（企業理念）

おあしすは、「高齢者の尊厳と自立を守る」という企業理念のもと、いかなる場合においても「お客様最優先」を原則とした居宅支援サービス提供に努めます。

第2条（居宅介護支援サービスの目的）

居宅介護支援サービスは、要介護者状態にあるお客様の委託により、お客様の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図る事を目的とします。

第2章 会社案内

第3条（当社の概要）

- (1) 事業所名 : 石井オアシス・ケアサービス有限公司
- (2) 事業所所在地 : 愛媛県松山市北久米町1004番地7
- (3) 代表番号 : 089-958-8375
- (4) 代表者名 : 稲見耕一
- (5) 指定年月日 : 平成12年7月14日 愛媛県指令介代282号

第4条（居宅介護支援サービスを提供する事業所）以下「サービス事業所」とします

事業所名	指定居宅介護支援事業所おあしす
所在地	〒790-0923 松山市北久米町1004番地7
電話番号	089-958-8375
介護保険指定番号	3870101957
実施サービス	居宅介護支援
サービス提供地域	松山市（旧中島町は含まない）伊予市、東温市、砥部町（旧広田村は含まない）松前町、今治市、西予市、内子町

第5条（同事業所の職員体制）

	常勤	非常勤	計
管理者	1人（うち1人は主任介護支援専門員兼務）	0人	1人
介護支援専門員	3人（うち1人は管理者兼務）	0人	3人

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第6条（営業時間）

平日	AM 9:00～PM6:00
休業日	土・日・祝・年末年始（12月31日～1月3日）

※電話連絡に関しましては24時間対応可能な体制をとっています。

連絡先：089-958-8375

3章 提供サービス

第7条（居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容）

①居宅介護支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容を御確認いただき、契約の締結をします。

②状態の把握（アセスメント）

担当の介護支援専門員がお客様や御家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。（施設への入所を希望される場合は、御紹介します。）

③居宅サービス計画原案の作成

居宅サービス事業者に関する情報をもとに、お客様が居宅サービス事業所を選定します。

④居宅サービス担当者との連携調整

担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者やお客様・ご家族も参加し、サービス担当者会議等で、必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。

⑤居宅サービス計画の作成

お客様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。

⑥お客様の同意

作成された居宅サービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。

⑦お客様への居宅サービス計画書の交付

お客様に同意いただいた居宅サービス計画書を交付します。

⑧居宅サービスの提供

居宅サービス計画に位置づけられたサービスを、各々の居宅サービス事業者より提供します。

⑨状況の把握（モニタリング）

居宅サービス計画の実施状況について、月に一度評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。

*要介護認定の申請、代行 *給付管理票の作成・提出（毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。）

第8条（サービス利用の為に）

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方は、お申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン方式
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	
利用料の変更	有	

第9条（利用料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険法に基づいた金額に「処遇改善加算（加算率2.1%）」が加算された金額になります。

ただし介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき規程の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

第10条（交通費）

第4条に記載されているサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点から1kmにつき片道50円がかかります

第11条（解約料）

お客様はいつでも解約をすることが出来ます。その際、料金はかかりません。

第12条（その他の料金）

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ①申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用。
- ②かかりつけ医から診断書等を取得する費用。
- ③申請代行業務に伴って①②以外に必要な書類等の取得にかかる費用。

第4章 その他

第13条（秘密の保持）

- ① 居宅介護支援サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ② 個人情報利用に関する同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてお客様及びご家族の個人情報を用いません。

第14条（サービス相談窓口及び苦情・事故受付窓口）

①サービス相談及び苦情・事故受付共通の窓口

サービスのご利用関わる相談、苦情、要望の受付及び事故発生等の際の受付窓口は以下の通りです。

*サービス事業所

電話番号	089-958-8375	担当者：河本淑子
受付時間	営業日の午前9時00分～午後6時00分	

②その他の相談・苦情受付窓口

その他、以下の市区町村等の苦情相談窓口にも相談することもできます。

*市区町村及び国民健康保険団体連合会相談・苦情受付窓口

市町村名			
電話番号		時間	平日 8:30~17:15
愛媛県国民健康保険団体連合会			
電話番号	089-968-8700	時間	平日 8:30~17:15
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会			
電話番号	089-998-3477	時間	平日 9:00~12:00 13:00~16:30

